

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
殿

製造免許申請に係る審査状況のお知らせ

令和 年 月 日付で申請のあった \_\_\_\_\_ を製造場とする貴社（あなた）の \_\_\_\_\_ 製造免許について、酒税法第 10 条に規定する免許の拒否要件に係る審査の状況は下記のとおりです。

記

令和 年 月 日時点において、酒税法第 10 条第 1 号から第 11 号までに規定する免許の拒否要件に該当していません。

なお、このお知らせは税務署における審査状況を情報として提供するものであり、免許することを約したものではありませんが、今後、\_\_\_\_\_ 製造免許申請書（次葉 4）に記載した設備が設置されるなど、酒税法第 10 条第 12 号に規定する拒否要件に該当しないことが確認でき、かつ、その時点において酒税法第 10 条第 1 号から第 11 号までに規定する拒否要件に該当していない場合には、\_\_\_\_\_ 製造免許通知書が交付されることとなります。

連絡先 〇〇税務署 酒類指導官 ×× ×× 00-0000-0000 (内線 0000)
---

○ 酒税法第10条に規定する拒否要件の概要

第10条	免許の拒否要件
1号	酒税法の免許又はアルコール事業法の許可を取り消された日から3年を経過していない場合（酒類不製造又は不販売によるものを除きます。）
2号	法人の免許取消し等前1年以内にその法人の業務執行役員であった者で、当該取消処分の日から3年を経過していない場合
3号	申請者が未成年者でその法定代理人が欠格事由（1、2、7～8号）に該当する場合
4号	申請者等が法人の場合で、その役員が欠格事由（1、2、7～8号）に該当する場合
5号	製造場の支配人が欠格事由（1、2、7～8号）に該当する場合
6号	免許の申請前2年以内に、国税又は地方税の滞納処分を受けている場合
7号	国税・地方税に関する法令、酒類業組合法若しくはアルコール事業法の規定により罰金刑に処せられ、又は国税通則法等の規定により通告処分を受け、その刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
7号の2	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、風俗営業等適正化法（20歳未満の者に対する酒類の提供に係る部分に限ります。）、暴力団員不当行為防止法、刑法（傷害、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任等に限ります。）又は暴力行為等処罰法により、罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
8号	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
9号	正当な理由なく取締り上不適當と認められる場所に製造場を設置する場合（酒類の製造場又は販売場、酒場、料理店等と同一の場所等）
10号	経営の基礎が薄弱であると認められる場合（国税・地方税の滞納、銀行取引停止処分、繰越損失の資本金超過、酒類の適正な販売管理体制の構築が明らかでない等）及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合
11号	酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため免許を与えることが適当でないと認められる場合
12号	酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合

(参考)

製造免許申請の審査に必要な標準的な日数（標準処理期間）は、原則として、申請書の提出のあった日の翌日から2か月（4か月）以内となります。

ただし、添付が漏れている書類や審査を行う上で必要となる参考書類の追加提出又は申請書類の補正が必要となる場合には、その連絡をした日から、その書類の提出等があるまでの間の日数は、標準処理期間から除外されます。